

第2章 調布市の福祉の共通事項

1 将来像

みんなで支え合う，誰一人取り残されない，ともに生きるまち

2 基本理念

理念1 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会

誰もが住み慣れた地域や自らが選んだ場所で，自分らしく，いきいきと，安心して，必要な支援を受けながら自立して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

そのために，必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと，主体的な活動や自己決定による暮らし，社会参加を促進する環境づくりを進めます。

理念2 互いに認め合い，尊重し合い，ともに生きる地域社会

年齢，障害の有無，性別，人種その他の違いにかかわらず，多様性を認め合い，互いを尊重し合いながら，ともに生きる地域社会を目指します。

そのために，一人ひとりの能力・個性・意欲等が発揮・尊重され，誰一人社会から孤立することのない地域づくりに取り組みます。

理念3 世代や属性を超えてつながり，住民全体で支え合う地域社会

一人ひとりが世代や属性を超えてつながり，互助・共助の担い手となって，住民主体の支え合いによる地域社会を目指します。

そのために，地域住民，地域組織，ボランティア，事業者などの多様な主体，関係機関，行政が連携・協働しながら，地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

理念4 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

複雑化・複合化する多様なニーズを把握し，受け止め，切れ目のない支援を一体的・包括的に行う重層的な支援体制の充実を目指します。

そのために，福祉分野のみならず他分野とも連携し，多機関協働による包括的な支援や多世代・多分野の交流，多様な担い手が専門性や強みをいかす取組を進めます。

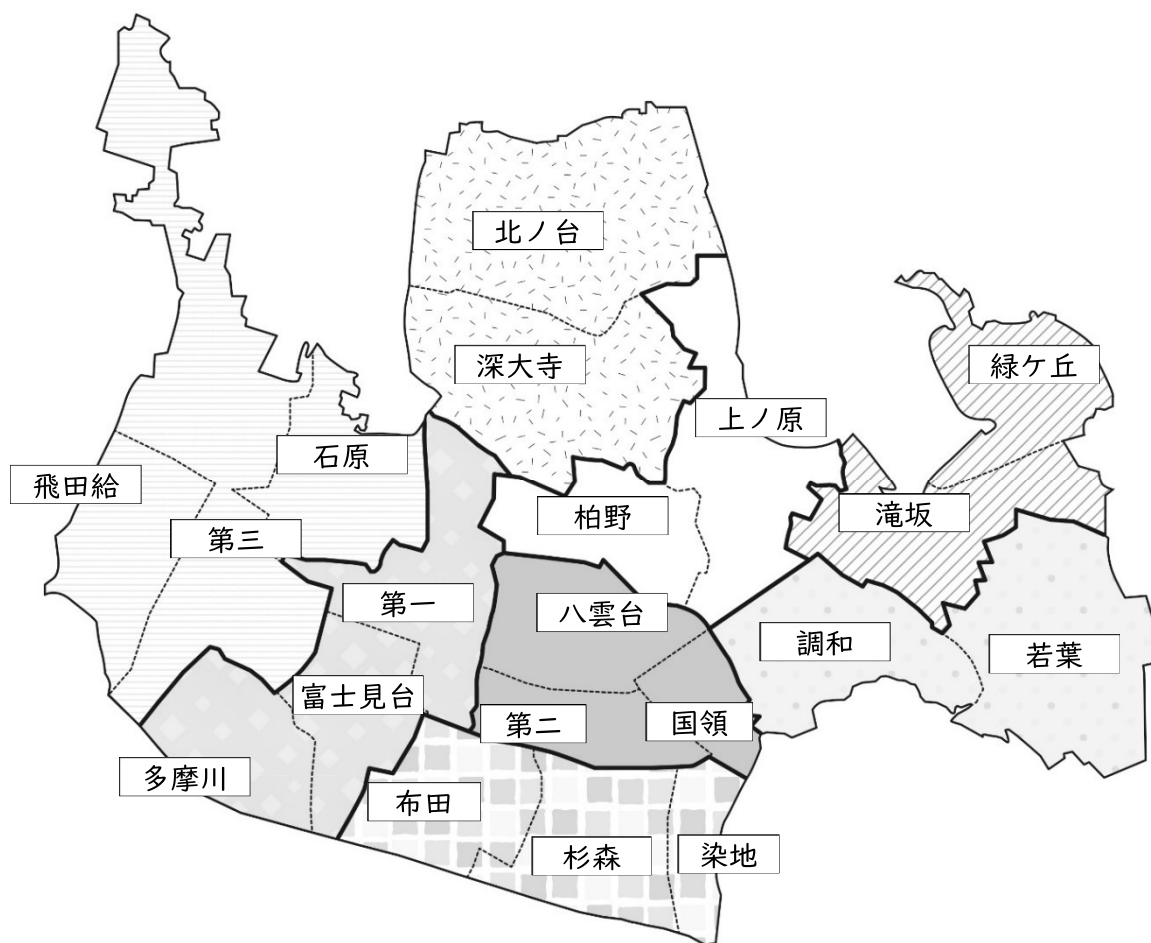
3 福祉圏域

福祉圏域は、福祉，教育，地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし，それらの複数で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため，専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで，より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ，地域福祉計画，高齢者総合計画及び障害者総合計画の福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り，共通の福祉圏域とします。

■福祉圏域の地域区分

下記  内の記載は小学校区の名称です。



第3章 計画の策定に当たって

1 計画の目的

調布市では、誰もが安心して暮らしつづけられる地域共生社会の充実に向けて、これまで社会動向や地域課題に応じた取組を進めてきました。

こうした取組は、市民、ボランティア、NPO、社会福祉法人・福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政等の公的機関や関係機関をはじめ、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、「自助、互助、共助、公助」の取組を重層的に組み合わせて推進することが重要です。

そのため、この計画は、対象者を限定することなく全ての市民を対象として、地域という視点を基盤に、分野共通の課題に焦点を当て、高齢者分野、障害者分野その他の分野を横断的につなぎ、地域に関わる全ての人と組織が相互に協力し、地域全体で支え合うための方針を定めるため、策定するものです。

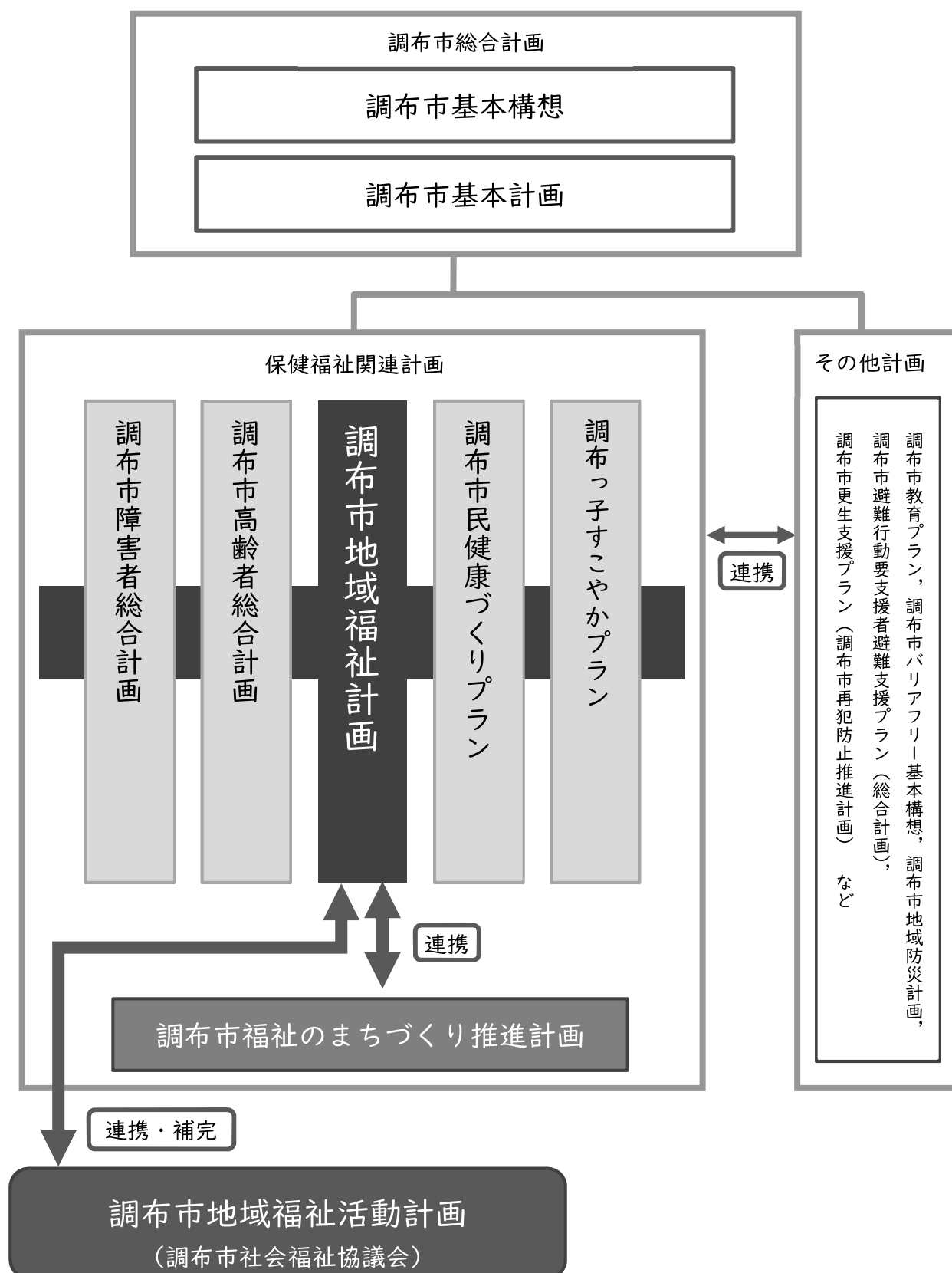
2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画を包含します。

また、「調布市総合計画」を最上位の計画とし、保健福祉に関する他の分野別計画（「調布市高齢者総合計画」、「調布市障害者総合計画」、「調布市民健康づくりプラン」、「調布市子ども・子育て支援事業計画」）を地域という視点で横断的につなげるとともに、「調布市福祉のまちづくり推進計画」とも連携を図り、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。また、調布市更生支援プラン（調布市再犯防止推進計画）等のその他の関連計画とも横断的な連携を図ります。

さらに、調布市社会福祉協議会が策定する「調布市地域福祉活動計画」と地域福祉の推進という理念を共有するとともに、様々な施策や事業を進めるうえで、互いに連携・補完を図ることとします。

■計画の位置付け



3 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和11年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

年度		平成 30	令和 元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
計画名														
調布市総合計画							基本構想							
							前期基本計画				後期基本計画			
調布市地域福祉計画														
調布市高齢者総合計画 （老人福祉計画，介護保険事業計画）								計画期間						
調布市高齢者総合計画 （老人福祉計画，介護保険事業計画）								計画期間						
調 布 市 障 害 者 総 合 計 画	調布市障害者計画							計画期間						
	調布市障害福祉計画							計画期間						
	調布市障害児福祉計画							計画期間						
調布市民健康づくりプラン								計画期間						
調布っすこやかプラン （調布市子ども・子育て支援事業 計画）									計画期間					
調布市更生支援プラン （調布市再犯防止推進計画）							計画期間							
調布市福祉のまちづくり推進計画								計画期間						
調布市教育プラン							計画期間							
調布市住宅マスタープラン							計画期間							
調布市バリアフリー基本構想							計画期間							
調布市地域防災計画		計画期間（適宜，改定）												
調布市避難行動要支援者避難 支援プラン（総合計画）		計画期間												
調布市社会福祉協議会 調布市地域福祉活動計画								計画期間						

4 計画の策定体制

（１）調布市地域福祉推進会議

調布市地域福祉計画に基づく地域福祉を市民参加により推進するために設置された調布市地域福祉推進会議において、計画の検討を行いました。

（２）アンケート調査の実施（令和４年度調布市民福祉ニーズ調査として実施）

市内在住の市民（１８歳以上）、高齢者（６５歳以上）、障害のある方・障害児の保護者を対象に、生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

（３）住民懇談会の開催（令和４年度調布市民福祉ニーズ調査として実施）

福祉圏域ごとに、地域住民等が日頃の想いや感じていることを話し合い、住民主体の交流活動の場等を充実させていく契機とするために、住民懇談会を開催しました。

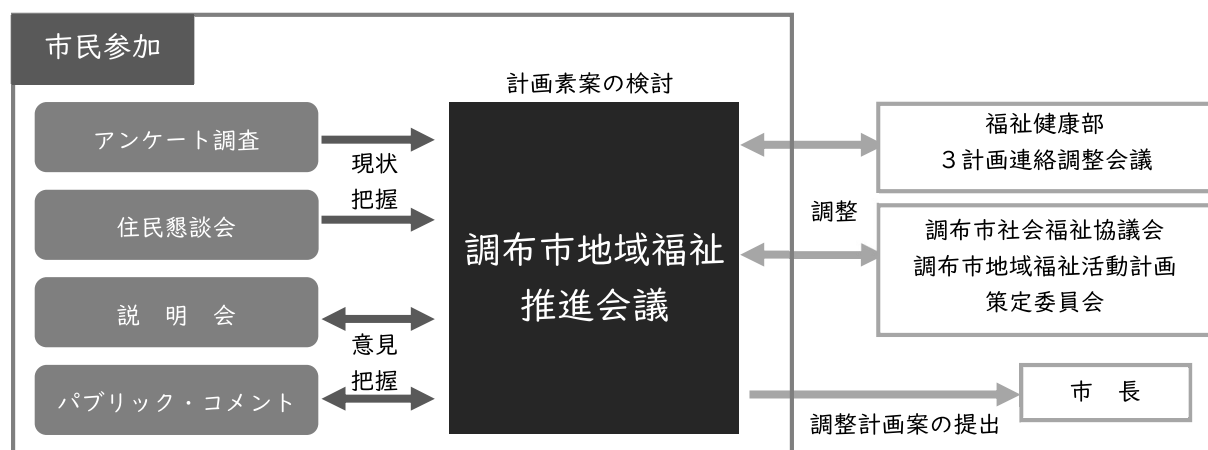
（４）説明会の開催

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、福祉３計画合同説明会（調布市地域福祉計画、調布市高齢者総合計画、調布市障害者総合計画）及び福祉圏域別の説明会を開催し、意見の把握に努めました。

（５）パブリック・コメントの実施

市民から計画案に対する意見等を幅広く募集するため、市民からの意見を幅広く募集するため、市のホームページや主要公共施設にてパブリック・コメントを実施し、意見の把握に努めました。

■計画の策定体制



5 圏域の範囲の考え方

市は、3層からなる圏域を設定し、地域福祉を進めてきました。

この計画でも引き続き、市全域（大圏域）、市内8つの福祉圏域（中圏域）、市民に身近な小学校区（小圏域）という3層において、それぞれの圏域に応じた機能や体制を構築し、より効果的な取組や支援を推進していきます。

なお、市単独では対応が困難なケースや専門性の高い対応が必要なケースにおいては、東京都や近隣市などとの広域連携を図ります。

■ 3層構造の圏域

【大圏域】市全域

市の基本的なサービスや市内各地域への支援、専門性の高い相談への対応など、専門的・広域的な対応を図ります。



【中圏域】福祉圏域

活動団体の情報交換や連携を図り、圏域内の福祉課題やニーズの掘り起こしを行うとともに、それを解決する取組を開発します。

将来的に、福祉関係機関同士等の顔の見える関係づくりを構築し、包括的な相談体制の取組を行います。

【小圏域】小学校区

地域での支え合い活動や見守り活動とともに、災害時に避難所運営等を図る防災体制づくりなどを行います。



（注）【中圏域】福祉圏域については、複数の小学校区で構成される中学校区規模の圏域で、基本計画における東西南北の広域的地域を参酌し設定しています。